

付 録

議員提出議案 1 号

イラク問題の平和的解決を求める決議

イラクは大量破壊兵器を開発・保有している、約束を守らなかったという理由で、米国はイラクに対し攻撃の準備を進めている。

一方イラクは大量破壊兵器の査察と廃棄を求めた国連安全保障理事会の決議を受け入れ、国連査察団立ち会いのもと破壊兵器の廃棄を進めている。

国連安全保障理事会加盟国の多数は査察の有効性を確認し、続けての査察を望んでいる。

国連憲章は侵略を受けた場合について、国連安全保障理事会が適切な措置をとるまでの一時的な自衛のため以外の武力行使は禁じている。

このような状況の中でのイラクに対する攻撃は国際社会に不安を拡大するものとする。

よって、政府におかれてはイラクに対しても国連による査察に誠実に応じるよう引き続き働きかけていくとともに、武力行使に反対し、査察の継続・強化による平和的解決にむけて全力を尽くすことを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 15 年 3 月 12 日 提出

提 出 者

境港市議会議員 竹 内 祐 治
米 村 一 三
長 谷 正 信
南 條 可代子
水 沢 健 一
岩 間 悦 子
渡 辺 明 彦
定 岡 敏 行

議員提出議案 2 号

議会の議員の報酬及び期末手当の特例に関する条例制定について

議会の議員の報酬及び期末手当の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成 1 5 年 3 月 2 5 日 提出

提 出 者

境港市議会議員 竹 内 祐 治
米 村 一 三
南 條 可代子
水 沢 健 一
岩 間 悦 子
渡 辺 明 彦
定 岡 敏 行

議会の議員の報酬及び期末手当の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、行財政改革の一環として硬直化する本市財政運営の健全化に資するため、境港市議会議員の報酬及び期末手当の額を減ずる特例について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額の特例)

第2条 議会の議員の受ける報酬の月額、境港市特別職の職員の給与に関する条例(昭和36年境港市条例第2号。以下「条例」という。)別表1の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 議長	520,600
円	
(2) 副議長	438,600
円	
(3) 常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長	417,600
円	
(4) 常任委員会副委員長及び議会運営委員会副委員長	412,600
円	
(5) 議員	406,600
円	

(期末手当の額の特例)

第3条 議会の議員の受ける期末手当の額は、前条に掲げる報酬の月額を基礎として条例第2条第3項の規定により算出した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、平成18年1月31日限り、その効力を失う。

議員提出議案 3 号

議会の議員の報酬及び期末手当の特例に関する条例制定について

議会の議員の報酬及び期末手当の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成 1 5 年 3 月 2 5 日 提出

提 出 者

境港市議会議員 長 谷 正 信
松 下 克

議会の議員の報酬及び期末手当の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、行財政改革の一環として硬直化する本市財政運営の健全化に資するため、境港市議会議員の報酬及び期末手当の額を減ずる特例について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額の特例)

第2条 議会の議員の受ける報酬の月額、境港市特別職の職員の給与に関する条例(昭和36年境港市条例第2号。以下「条例」という。)別表1の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 議長	456,400
円	
(2) 副議長	374,400
円	
(3) 常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長	353,400
円	
(4) 常任委員会副委員長及び議会運営委員会副委員長	348,400
円	
(5) 議員	342,400
円	

(期末手当の額の特例)

第3条 議会の議員の受ける期末手当の額は、前条に掲げる報酬の月額を基礎として条例第2条第3項の規定により算出した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、平成18年1月31日限り、その効力を失う。